

令和7年国勢調査実施のお知らせ

令和7年国勢調査につきまして、ご案内いたします。なお、下記期間において、顔写真の入った調査員証を携帯した『調査員』が各世帯を訪問し、調査書類をお届けしますので、期日までにご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。ご不在の場合には、郵便受けに投函させていただく場合もあります。

<令和7年国勢調査の概要>

1. 国勢調査とは

国勢調査は、人口・世帯の実態を明らかにする国の最も重要な統計調査です。大正9年（1920年）開始以来5年ごとに行われ、今回は22回目に当たります。国勢調査の結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、様々な施策の計画策定などに利用されます。

2. 調査の対象

令和7年10月1日（水）

住民票などの届出に関係なく、ふだん永平寺町で生活されているすべての方（※①）が調査の対象となります。

※① 3か月以上永平寺町に住んでいる方、または3か月以上にわたって住むことになっている方

3. 調査事項

◇世帯について 世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住居の建て方の4項目

◇世帯員について 男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状態など13項目

4. 調査の流れ 調査期日：令和7年10月1日（水）

〔調査書類の配布〕

令和7年9月20日（土）から令和7年9月30日（火）の期間で調査書類をお届けします。

〔回答方法〕

1 インターネット（スマホなど）で回答される世帯は、

令和7年9月20日（土）～令和7年10月8日（水）の期間で回答してください。〔24時間回答可能です〕

※別紙のとおり、便利なインターネット回答を推奨するリーフレットをご参照ください。

2 紙の調査票で回答される世帯は、

・郵送の場合

令和7年10月1日（水）～令和7年10月8日（水）の期間で郵送してください。

・調査員に提出される場合

令和7年10月1日（水）～令和7年10月8日（水）の期間で提出してください。

〒910-1192

吉田郡永平寺町松岡春日一丁目4番地

永平寺町役場総合政策課 国勢調査担当

TEL：0776-61-3942

FAX：0776-61-2434

全員参加！

国勢調査の 回答をお願いします。

令和7年10月1日に国勢調査を実施します。

国勢調査は日本に住むすべての人と世帯
(外国人も含む)が対象です。

必ずご回答ください。

9月下旬頃から
調査書類を
お届けします



インターネット回答期間

9.20_[土]▶10.8_[水]

回答はかんたん便利なインターネットで



① アクセスする

ご自宅に調査書類が届いたら、
回答サイトにアクセスします。

スマホからQRコードを読み取って
かんたんログイン！

「ログインID」と「アクセスキー」入力の手間要らず！

② 回答する

画面の案内にそって、回答します。

回答時間

5~10分

※ひとり暮らしの方の目安

「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

国勢調査って どんな調査？

全世帯が対象

日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。新生児や外国人の方も対象に含まれます。



最も重要な調査

統計法という法律に基づいて、5年に一度実施される、日本で最も重要な統計調査です。



回答の義務あり

法律で回答することが義務付けられています。一方、調査に従事するすべての者に対しても、調査で知り得た秘密を保護する義務や調査票の取扱いについて厳格な規定が設けられています。



調査書類は調査員が 世帯ごとに配布

調査員が各世帯を訪問し、調査書類をお届けします。



調査結果は 身近な暮らしに活用

災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。



国勢調査のよくある質問

長期出張の場合は、 どこで回答すればいいの？

自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は自宅で、3か月以上にわたる場合はその出張先や単身赴任先でご回答ください。



仕事が忙しくて 回答の時間がとれない…

インターネットによる回答であれば24時間いつでも回答でき、5～10分※で回答することができますので、調査へのご回答よろしくお願いします。

5～10分！

※ひとり暮らしの方の目安



国勢調査へのご回答よろしくお願いします



国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

調査員は、「国勢調査員証」を身に付けています。不審に思われた場合には、市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。